

不足額給付 1

【「当初調整給付額」と「不足額給付額」の関係(イメージ)】

- 令和7年の「不足額給付額」算出時点の調整給付所要額が、令和6年に給付した「当初調整給付額」を上回る者に対して、当該上回る額(＝給付不足額)を、「不足額給付額」として給付予定。

不足額給付時
調整給付所要額
A

—

当初調整給付額
(令和6年)
B

=

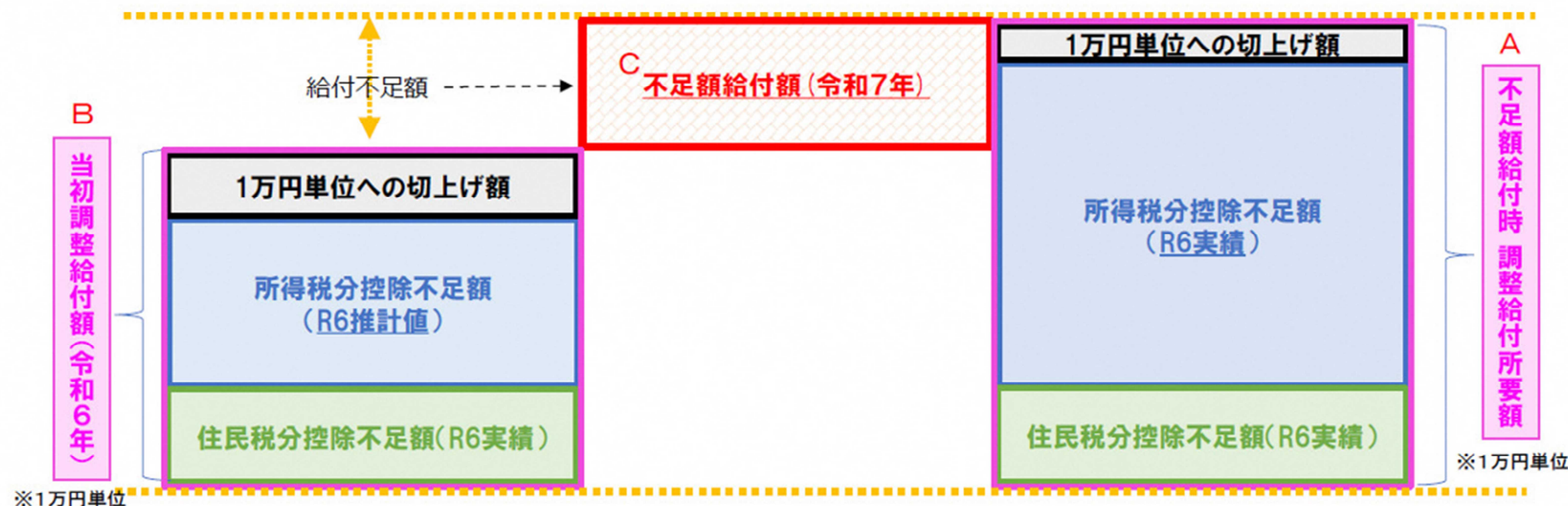
不足額給付額
(令和7年)
C

※1万円単位

【イメージ】

【当初調整給付時点】

【不足額給付時点】



※ 不足額給付時に算出した調整給付所要額(A)が当初調整給付額(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めない。